

共催 9つの士業 後援 三鷹市・武蔵野市

第8回 事業と暮らしの

# 無料相談会

不動産  
鑑定士

弁護士

司法書士

税理士

社会保険  
労務士

土地家屋  
調査士

行政書士

中小企業  
診断士

弁理士

あなたのなやみを複数の専門家がワンストップで解決いたします!

令和元年

10/26(土)

三鷹産業プラザ7階  
正午～午後4時

予約優先

ご予約のない場合でも、空き状況に応じてご相談いただける場合もあります。当日の空き状況につきましては、左記電話番号にてお問い合わせください。

対象 三鷹市・武蔵野市内在住・在勤者及び市内事業者の方々

相談時間 1枠30分(受付は午後3時30分まで)

予約受付 9月30日(月)から予約枠数40枠に達するまで

予約窓口 042-548-2450(多摩パブリック法律事務所)

受付時間 午前9時30分～午後7時(土日祝は除く)

共催 公益社団法人東京都不動産鑑定士協会、東京三弁護士会多摩支部、東京司法書士会武蔵野支部、東京税理士会武蔵野支部、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部、東京土地家屋調査士会武蔵野支部、東京都行政書士会武蔵支部、東京都中小企業診断士協会三多摩支部、日本弁理士会関東会

後援 三鷹市、武蔵野市、社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会、武蔵野商工会議所、公益財団法人武蔵野市福祉公社、社会福祉法人武蔵野、武蔵野市商店会連合会、一般社団法人武蔵野青色申告会、武蔵野納税貯蓄組合総連合会、東京小売酒販組合武蔵野支部、武蔵野間税会、株式会社エフエムむさしの、武蔵野青年会議所、公益社団法人武蔵野法人会、社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会、三鷹商工会、三鷹青年会議所、社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団、一般財団法人三鷹市勤労者福祉サービスセンター、特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワーク(三鷹市市民協働センター)、株式会社日本政策金融公庫三鷹支店国民生活事業、株式会社まちづくり三鷹(順不同)



東京都三鷹市下連雀 3-38-4  
JR 中央線・総武線 三鷹駅南口より徒歩7分

# あなたのなやみに専門家がお答えします！

## 創業支援・社会保険

飲食業、美容業、デザイン業、建設業、先端技術、ソーシャルビジネス、民泊事業などなど、現在はあらゆる分野から創業できるチャンスです！創業の際に課題となる商業登記・社会保険・税務・営業許可・補助金・資金調達などについてお答えします。先ずはお気軽に事業のことをお聞かせください。



## ネーミング

商号や屋号、商品名やサービス名を決めるネーミング(ブランディング)は事業の運命を左右する重要な要素です。一生懸命考えたネーミングが他人の商標権侵害や不正競争防止法違反となる場合、例えば登記後に商号、屋号が他人の商標権侵害で使用できなくなるなどは事業にとって深刻なダメージとなります。ぜひご相談ください。

## 不動産

○土地や建物などの売買・賃貸・価格評価  
○不動産の表示や権利移転などの登記手続  
○土地の分割や境界トラブル  
○空き家・空き地の有効活用や処分。子育て支援施設やカフェなど『許認可が必要な事業』に空き家活用する例も！皆様の財産であります不動産の有効利用などに関してご相談ください。

## 成年後見・親族後見

○どうやって面倒を見ていこうか？  
○将来に備えて何かした方が良い？  
○自分にも何かできることはある？  
障がいを抱える方や、高齢・病気などの様々な事情で認知機能の衰えが見られる方、そしてご家族の方々からのご相談をお待ちしております。

## 事業承継

○いずれ来る事業承継のタイミング。  
○今から取組むべきことは何か。  
現状を伺った上でアドバイスをさせていただきます。特別な準備は不要です。まずは思っていることをお話してください。事業承継の方法(親族、従業員、M&Aなど)も分かりやすく説明します。

## 遺言・相続・贈与

書籍やインターネット情報などが豊富な分野ですが、実は「紛争・登記・税務・境界・鑑定」などの課題を複合的に解決するには様々な専門家によるアドバイスが必要なことも多いです！そんな絡み合ったご相談に、私たちがワンストップでお答えします。

## 税金・年金

○増税となった相続税にご不安をお持ちの方や法人・個人事業に関する経理、決算、税金全般の疑問などお気軽にご相談ください。  
○年金には老齢年金、障害年金、遺族年金の3種類があります。受け取れるかどうかのご相談においでください。

## 暮らしのお困りごと

○「これってサギじゃないの？」  
○「交通事故の相手方が誠実に対応してくれない」  
○「これってセクハラ？パワハラ？」  
○「借金が返せない…」  
○「知り合いの外国人が困っている」  
その他、法律や手続きのことは、ぜひ当相談会へ。